

水質汚濁防止法第3条第1項で規定する排水基準を定める省令等の改正に伴う
福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

1 大腸菌群数の項目の見直しに係る改正について

(1) 概要

今般、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）で定める排水基準のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直されることから、これらとの整合を図るため、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年7月16日福島県条例第32号。以下「条例」という。）の規定に基づき福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年10月18日福島県規則第75号。以下「規則」という。）で定めている排水指定事業場排水基準を以下のとおり見直すこととする。

表1 大腸菌群数に係る排水基準等の現行と見直し案

		現行	見直し案
法	項目	大腸菌群数	大腸菌数
	排水基準	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 800 CFU [※] /mL
↓			
条例	項目	大腸菌群数	大腸菌数
	排水指定事業場排水基準 (法定項目に係る排水基準)	日間平均 3,000 個/cm ³	日間平均 800 CFU/mL

※ CFU：コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)。

大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出。

<制度の体系>

1 法に基づく基準

【排水基準】

法では、特定事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）及び水の汚染状態を示す項目で生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のも（以下「生活環境項目」という。）の許容限度を排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「排水基準省令」という。）で定めている。

2 条例に基づく基準

【排水指定事業場排水基準】

条例では、法で規定される特定事業場以外（以下「排水指定事業場」という。）からの排出水の汚染状態について、有害物質及び生活環境項目の許容限度を規則で定めている。

生活環境項目に係るものは、法の排水基準は一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水に適用されるのに対し、条例の排水指定事業場排水基準は一日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上である排水指定事業場に適用される。

(2) 背景（法に基づく排水基準改正の動き）

- 生活環境項目のうち大腸菌群数は、赤痢菌やコレラ菌、チフス菌等による水系感染症が温血動物のふん便を媒介に感染することから、ふん便汚染の指標として用いられてきたが、指標性が低いことが指摘されていた。
- 一方、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準の項目については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを受け、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数にその項目が改正され、令和3年10月に公布、令和4年4月に施行されている。
- このような状況を踏まえ、環境省では生活環境項目として大腸菌群数（排水基準：日間平均3,000個/cm³）を大腸菌数（同：日間平均800CFU/mL）に改正する案について、令和4年3月に中央環境審議会に諮問した。

<排水基準の改正スケジュール>

- ・令和5年11月7日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会
- ・令和5年11月28日 答申
- ・令和6年1月25日 改正省令公布
- ・令和7年4月1日 改正省令施行

2 六価クロム化合物の排水基準等に係る改正について

(1) 概要

今般、「六価クロム化合物」について、法の排水基準と地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準（以下「浄化基準」という。）及び特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（以下「地下浸透基準値」という。）が見直されたことから、これとの整合を図るため、排水指定事業場排水基準等を以下のとおり見直すこととする。

表2 六価クロム化合物に係る排水基準等の現行と見直し案

	基準等	現行	見直し案	見直し案
			R6.4.1以降	R9.4.1以降
法	① 浄化基準	0.05mg/L	0.02mg/L	-
	② 排水基準	0.5mg/L	-	-
			電気めっき業を除く業種	0.2mg/L
	電気めっき業	0.5mg/L		
③ 地下浸透基準値	0.04mg/L	0.01mg/L	-	



	基準等	現行	改正案
			R6.4.1以降
条例	排水指定事業場排水基準	-	-
	① 特別排水規制水域等	0.05mg/L	0.02mg/L
			0.2mg/L（改正なし）
	② その他の水域	0.2mg/L	0.2mg/L（改正なし）
③ 地下浸透水に係る要件	0.04mg/L	0.01mg/L	

<制度の体系>

1 法に基づく基準

【排水基準】

法では、特定事業場から公共用水域に排出される排出水の汚染状態について、有害物質及び生活環境項目の許容限度を排水基準省令で定めている。

【浄化基準】

法施行規則では、法第14条の3に基づく地下水の水質浄化に係る措置命令等に係る浄化基準を定めている。

【地下浸透基準値】

法施行規則では、法第8条の届出に対する計画変更命令等、法第12条の3の特定地下浸透水の浸透の制限、法第13条の2の改善命令等に関する「特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件」を告示により定めている。

2 条例に基づく基準

【排水指定事業場排水基準】

条例では、公共用水域または地下水を水源とする水道の水質保全を図る観点から、人の健康に係

<p>る有害物質について「特別排水規制水域」又は「地下水水質保全特別区域（以下「特別水域等」という。）」を設定し、条例では特別水域等に適用する排水基準とその他の水域（A～F水域）に適用する排水基準を設定している。</p>	
特別排水規制水域	<p>条例第28条第1項の規定に基づき、水道の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域をその区域に含む市町村の長の申出により、公共用水域のうち特に水質の保全を図る必要があると認める水域として知事が指定した水域。</p>
地下水水質保全区域	<p>条例第49条第1項の規定に基づき、地下水を水源とする水道の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域をその区域に含む市町村の長の申出により、特に地下水の水質を保全する必要があると認める区域として知事が指定した区域。</p>
A 水域	<p>阿武隈川及びこれに流入する公共用水域（猪苗代湖及び羽鳥湖を除く。）</p>
B 水域	<p>阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）</p>
C 水域	<p>猪苗代湖、田子倉湖及び羽鳥湖並びにこれらに流入する公共用水域</p>
D 水域	<p>いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域</p>
E 水域	<p>相馬市、南相馬市、相馬郡及び双葉郡の地先海域並びにこれに流入する公共用水域</p>
F 水域	<p>久慈川及び黒川並びにこれらに流入する公共用水域</p>
<p>特別水域等における排水指定事業場排水基準は法に基づく浄化基準を考慮し設定しており、現在の六価クロム化合物の当該排水指定事業場排水基準は、<u>改正前の浄化基準と同値（0.05mg/L）</u>である。</p> <p>なお、これまで特別水域等を指定した実績はない。</p> <p>【地下浸透水に係る要件】</p> <p>規則では、条例第33条及び第45条の届出に対する計画変更命令等、条例第47条の地下浸透水の浸透の制限、条例第48条の改善命令等に関する「地下浸透水が法定外有害物質を含むものとしての要件」を定めている。</p>	

（2）背景（法に基づく排水基準等の改正の動き）

- 有害物質である六価クロム化合物の排水基準は、法が制定されたことに伴い、昭和46年に0.05mg/Lに設定された。
- 平成30年に内閣府食品安全委員会において健康影響に関する評価（一日耐容摂取量：1.1μg/kg 体重/日）がなされたことを受け、令和2年4月に水道水質基準の基準値が0.05mg/Lから0.02mg/Lに改正された。
- このことを踏まえ、環境省では水質環境基準健康項目の基準値（以下「環境基準値」という。）及び地下水の環境基準値を0.05mg/Lから0.02mg/Lに改正し、令和4年4月に施行した。
- このような状況を踏まえ、環境省では六価クロム化合物の排水基準を現行値（0.05mg/L）から環境基準値（0.02mg/L）の10倍の値（0.2mg/L）に改正する案について、令和4年3月に中央環境審議会に諮問、令和5年6月27日に答申がなされた。
- なお、浄化基準は従来の考え方を踏襲し、改正後の地下水環境基準と同じ値（0.02mg/L）とすることとしている。
- また、地下浸透基準値についても従来の考え方を踏襲し、検定方法の定量下限値のうち最大の値（0.01mg/L）とすることとしている。

表3 六価クロム化合物に係る法に基づく排水基準

業種	R6. 3. 31まで	R6. 4. 1以降	R9. 4. 1以降
電気めっき業を除く業種	0. 5 mg/L (一般排水基準)	0. 2 mg/L (一般排水基準)	0. 2 mg/L (一般排水基準)
電気めっき業		0. 5 mg/L (暫定排水基準)	

表4 六価クロム化合物に係る法に基づく浄化基準

R6. 3. 31まで	R6. 4. 1以降
0. 0 5 mg/L	0. 0 2 mg/L

表5 六価クロム化合物に係る法に基づく地下浸透基準値

R6. 3. 31まで	R6. 4. 1以降
0. 0 4 mg/L	0. 0 1 mg/L

<排水基準の改正スケジュール>

- ・令和5年6月14日 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会
- ・令和5年6月27日 答申
- ・令和6年1月25日 改正省令公布
- ・令和6年4月1日 改正省令施行（既設事業場に対する経過措置予定）

(3) 条例に基づく排水指定事業場排水基準の改正

1) 排水指定事業場排水基準

- 浄化基準の改正に合わせて、特別排水規制水域及び地下水水質保全特別地域における排水指定事業場排水基準を0. 0 5 mg/Lから0. 0 2 mg/Lに改正する。
- その他の水域における排水指定事業場排水基準については、改正後の法の排水基準が現行の条例の排水基準（0. 2 mg/L）と同値となることから、現行のとおりとする。

2) 地下浸透水に係る要件

- 地下浸透基準値の改正に合わせて、地下浸透水が法定外有害物質を含むものとしての要件を0. 0 4 mg/Lから0. 0 1 mg/Lに改正する。

表6 六価クロム化合物に係る排水指定事業場排水基準等の改正案

法	基準等	現行	見直し案 R6.4.1以降	見直し案 R9.4.1以降	
	① 浄化基準	0.05mg/L	0.02mg/L	-	
	② 排水基準	0.5mg/L	-	-	
		電気めっき業を除く業種	-	0.2mg/L	0.2mg/L
		電気めっき業		0.5mg/L	
③ 地下浸透基準値	0.04mg/L	0.01mg/L	-		

↓

条例	基準等	現行	改正案 R6.4.1以降
	排水指定事業場排水基準	-	-
	① 特別排水規制水域等	0.05mg/L	0.02mg/L
		② その他の水域	0.2mg/L
③ 地下浸透水に係る要件	0.04mg/L	0.01mg/L	